

法律であなたを照らすナビゲーション・マガジン

ほうてらす

夏

Summer

vol.9
2009.7.1

〈特集〉my job *Special*

コールセンター・ オペレーター座談会 ……p4

〈インタビュー〉

弁護士

北村晴男さん ……p2



「私たちの社会と自由を守るため
司法に参加する裁判員が必要。」

草野満代の裁判員法廷見学レポート……p8

データで見る法テラス……p7

これは使える! 法テラス・ホームページ……p7

法テラス・イベント報告……p10

スタッフ弁護士からのメッセージ……p11

日本司法支援センター
法テラス
法テラスは、国が設立した公的な法人です。

法テラスとは、日本司法支援センターの愛称です。法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとした心に光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」(さんさんと陽が差し、気持ちの良い場所というイメージを持つ)のような場でありたいという意味を込めています。

法解釈の多様さを知らしめ 法を身近にしたテレビ出演

草野…息子さん、プロゴルファーだそうですね。

北村…プロ宣言して1年、今年は1年限りのライセンスで試合に出ています。私はハーフで4.5のハンディをもらって真剣勝負しながら、シヨットを教わっています。

草野…息子さんは高校球児で甲子園に行きましたよね。北村先生も元高校球児で、大のゴルフ好き。息子さんがお父さんの好きなことをやられているなんて幸せですね。

北村…幸せですね。最初は先輩弁護士に怒られたんですよ。「息子がゴルフになるなんて言ったら止めるのが親の仕事だろう」って(笑)。

草野…こうしてお話させていただくと、テレビの印象と全然違いますね。こちらが本当の姿でしょうけど。

北村…どちらも本当です。

草野…テレビでは「笑わない弁護士」と言われていますけど。

北村…私の実感では、『行列』の法律相談所』に出た弁護士のおかげで、私が一番面白いと思っていますよ。

草野…『行列』は何年になりますか。

北村…レギュラー番組になったのが2002年ですから、丸8年です。

草野…弁護士さんがバラエティ番組に出るようになったこの8年間の功績はなんだと思いますか。

北村…弁護士仲間によく言われるのは、法律家でも一人ひとり意見が違うということを一般人の人に知らしめてくれた、ということですね。

草野…たしかに、一つのテーマで4人の弁護士の判断がこうも分かれるのかと、素人としては驚きでした。

北村…法律は一般論で、事実は具体的にだから、当てはめたときに多少ズレがでています。社会が複雑になっていきますから、すべての具体的な現象について法律には書けないんです。

草野…もう一点、法律、あるいは法曹の世界を身近にしてくれたことも大きな功績だと思います。

北村…それは一般の方に言われます。

草野…法テラスに相談に来られる人のなかにも、緊張で手が震えて自分の名前を書けない人がいるのです。それだけ法曹界はハードルが高いんですよ。それを身近にしてくださいました。

自衛隊違憲判決で知った 法律家の社会的影響力

草野…そもそも、弁護士になろうと思われたのはどうですか。

北村…自分の性格では、組織ではやっていけないだろうと思っただけです。ものの良し悪しとか正義とかをものすごく真剣に考えるタイプで、そのうえ我が強いので会社に入っても上司とケンカしてすぐに辞めることになっただろう。自分はどこでも生きていけないんじゃないかと悩みました。

草野…会社に入れば、気に入らない上司もいますからね。

北村…でも、いきなり社長にはなれない。どう生きていけばいいのだろう。そんなときに、衝撃的な事件がありました。高校2年のとき、札幌地裁で自衛隊の違憲判決が出たんです。判決自体より、一人の裁判官が書いた判決でこれだけのニュースになるということに驚きました。

草野…社会を変えられる仕事だと。北村…少なくとも議論になる。しかも、少年の眼から見ると、血縁も人脈も金もいらない。ただ勉強だけして試験に合格すればなれる。これは自分に向いているなと思いました。自分では頭がいいと思っていましたから。

草野…資料には高校の成績はよくなかったと書いてありましたけど。

北村…中学までは頭がよかった(笑)。野球をやめてから勉強すれば十分に間に合うと思っていました。

草野…それから一浪して早稲田大学法学部に入學。司法試験を目指すわけですけど、生活費を自分で稼ぎながらですよ。

北村…父親には大学を出るまでは面倒を見るけど、卒業後は援助しないと云われましたが、大学出てすぐに司法試験に受かって弁護士になるのはさすがにムリ。大学を卒業したとたん、収入がゼロになる。だから、大学2年から塾を始めたんです。

草野…何年くらいそういう生活をしたが勉強されたんですか。

弁護士

きたむらはる
北村晴男さん

〈プロフィール〉1956年、長野県生まれ。早稲田大学卒業後、86年に司法試験合格。92年に独立して北村法律事務所（現・弁護士法人北村・加藤・佐野法律事務所）設立。保険法、交通事故、債権回収、医療過誤などの一般民事が専門。日本テレビ系「行列のできる法律相談所」にレギュラー出演中。まじめに熱く語る姿で人気を博している。

私たちの社会と自由を守るため 司法に参加する裁判員が必要。

北村…司法試験は結局8回受けましたね。2年間は短答式試験で落ち、3年目から論文まで行けるようになり、30歳でやっと合格しました。

草野…その間に結婚されてお子さんも生まれて……。家族を抱えながら勉強なんて、ドラマみたい。

北村…こればかりはしょうがない。草野…試験に受かり、法律事務所に入られ、3年で独立。早いですよね。

裁判員に求められるのは 法律より事実を認める常識

北村…早い方でしょうね。私は気が短いんですよ。ボスが個性的だったこともあって、かなりぶつかって。独立してからは順調ですよ。

草野…この5月から裁判員制度がスタートしましたが、北村先生はどのようにお考えですか。

北村…何としても定着してほしいと、心底思っています。

草野…制度に反対する声も根強くあって、素人に裁判なんてできるはずがない、これまで専門家しかやってこなかった領域に入っていくのはムリという主張もあります。

北村…裁判で裁判員が行うのは、事実認定で、これは普通に社会で生きている人であれば誰でもできます。

たとえば、セールスマンが車を売ろう

としたら、相手の気持ちを考え、何に興味があるのかと、考え方とか行動を分析している。裁判も同じです。証拠を見て、容疑者が何を考えてどう

行動したのかを推測すればいい。そこには法律なんて関係ない。論理的に説明できなくても、容疑に疑問を提示することはできるはずですよ。

草野…たぶん実際の評議の場ではそういうやり取りになるでしょうね。

北村…もちろん、とんちんかんな疑問も出てくると思いますよ。その人の社会経験が限られていることもあるから。でも、それを言ったら裁判官

も同じなんです。誰もがみんな限られた経験をしている。そういう経験を議論の中で合わせて、修正していくことが大切なんです。

草野…事実認定さえできれば裁判

員としては充分だと。

北村…充分です。法律を知らなくても

まったく問題ないです。

草野…そう言われると安心

します。日本の社会が独特なのかもしれないませんが、市民意識が希薄な文化、社会ですよ。だから裁判員制度でも時間がとられる、わずらわしいという抵抗感が強いように思います。

北村…それは当然だと思います。しかし、この本質は、自分たちの社会、自分たちの自由は自分たちで守るということなんですよ。

草野…そうですね。

北村…裁判というものは、冤罪の人を救い出すという側面があります。裁判がなければ警察が捕まえて即処罰ですから。で、そのような権力から身を守るのとは本来、一般市民がやるべき仕事。「税金を払っているんだから裁判官がやればいい」という気持ちもわかりますが、国まかせでは私たちの自由は守られないんです。

草野…裁判員制度が始まったことで、そういうことに気付ききっかけになるでしょうね。本日はありがとうございました。



「愛」をもってお話を聴いています。
一本一本の電話に姿勢を正し、

my job Special

コールセンター・オペレーター座談会

法テラスのスタッフが、自分の仕事について語る「my job」。今回はその拡大版です。

〈出席者〉 スーパーバイザー：長崎陽介
オペレーター：中田秀子 入江圭子 齊藤真紀 皆川小百合
〈聞き手〉 法テラス理事：草野満代

経験やスキルを生かせ、
働きながら法を勉強できる

草野…法テラスが業務を開始して3年近く、日々試行錯誤しながらも、利用者にとって有益で使いやすいコールセンターにしたい、という思いは皆さん同じだと思います。そのためにいろいろな意見を聞かせてください。まず、どうしてこの仕事を選んだのか、その動機から。

長崎…大学卒業後も司法試験をめざして勉強している中で、せっかく勉強したことを生かせる仕事をしたいと思ったところでお会ったのが法テラスのコールセンターでした。

草野…法律家をめざしたのはなぜ？
長崎…高校時代、友人がいじめにあつたときに、力では対抗できないので、助ける方法は法律しかないと思いました。そんな思いの積み重ねで法律家をめざすようになりました。

中田…私は自治体の消費者センターの相談員をしていた関係で、相談員協会の紹介で法テラスに来て、現在は

両方を兼務しています。消費者問題と法律の勉強をしながら仕事ができることが魅力ですね。

草野…兼務といいますが、どのくらいの割合になるんですか。

中田…消費者センターで週4日、法テラスは残りの平日1日と消費者センターが終わった夜、それから土曜日です。平日の昼と夜、土曜ではお問合わせの傾向が変わり、それぞれ違ったニーズがあることを感じます。夜や土曜日にも対応できる窓口が必要だと思っていたので、そこがいちばん興味のあるところでした。

草野…齊藤さんは旅行会社から？

齊藤…旅行業界一筋でしたが、先ほどの不安もあり、他の仕事を探していました。以前、映画『12人の怒れる男』を観て、裁判員制度に興味があつたので、



長崎陽介 ● 司法試験をめざして勉強する中で、法律の知識を生かせる仕事ということでコールセンターのオペレーターに。2008年よりスーパーバイザー（管理者）。



コールセンターは東京都内にあります。千差万別のお問い合わせにも適切に対応できるよう、オペレーターは、消費生活相談資格者など、法的な知識や経験を有する者を中心に構成されています。

たので、勉強になるかなと思ひ応募しました。
皆川…私は、人の役に立ち、自分で勤務日を決められる仕事を探していました。今は週5日働いています。
入江…経済産業省の消費生活アドバイザーとして1年間働き、楽しくなってきたところで転勤。日本に帰ってきたので、勉強になるかなと思ひ応募しました。



コールセンターは世相を反映 今は労働問題が増えている

草野…皆さんはトラブルで困りの

て社会復帰するために、法律への関
心もあり、法テラスに応募しました。

方たちの生の声を最前線で聞いているわけですが、世の中を反映しているという実感はありますか。

入江…最近では労働関係の問題が増えていきます。ここ数か月で、「解雇されたのですがどうしたらいいでしょう」という内容の相談が増えました。

草野…具体的に相談者は何を求めているんでしょう。

長崎…電話をかけてくる方は、解雇されたが会社が何も補償してくれない、損害賠償を請求する方法はないか、という相談が多いですね。

皆川…最近よく受ける労働案件は、会社都合の解雇なのに「自己都合」の退職にさせられるケース。

入江…会社都合か自己都合かで雇用保険の給付開始時期や給付期間が違ってきますから。

中田…パワハラも。上の人がいじめに



中田秀子 ● 金融機関勤務の後、子育て中に消費生活アドバイザーの資格を取得。現在、自治体の消費者センターの相談員と兼務。法テラスには主に平日夜と土曜日に勤務。

相談を受け
て対応に困った
ケースを具体的
に教えてくだ
さい。
齊藤…つい最近
ですが、男性の
方から風俗に
関する問い合
わせが……。



オペレーターが電話中に困ると、スーパーバイザー（管理者）が席に駆けつけ、相談にのります。困難な問い合わせの場合は、テレホンアドバイザー（弁護士）がフォローする体制をとっています。

（次ページに続く）

近い形で辞めさせようとする。

草野…派遣社員や契約社員に関してはいかがですか。

中田…派遣先から切られ、派遣元も他の会社を探してく

れるはずが、紹介してくれない。そのうち派遣元も倒産してしまう。また、相談者はそれが原因で精神的に病んでしまっているような方も多い気がします。

草野…先日、精神科医の香山リカさんから聞いたのですが、心の病で精神科に來ても、深く探っていくと雇用や法律に関わる問題が原因だったりする。そういう方には法テラスを紹介しているそうです。



齊藤真紀 ● 旅行会社で長年コールセンター業務に従事。退職後、2009年1月まで裁判員制度候補者専用コールセンターに勤務し、その経験を生かし法テラスのコールセンターへ。

草野…風俗に関する相談？

齊藤…風俗店で規定料金より高い金額を請求されたというトラブルで、その内容をくわしく説明されるのですが……。それがいたずらなのか本当にお困りなのか、判断ができません。

入江…国の政策とか法制度に関する苦情もあります。一応お話しうかがいますが、法テラスではどうしようもない場合もあります。

話を聴く姿勢を示すだけで相手が落ち着くこともある

草野…そんななかで、皆さんが一番心がけていることは何ですか。

長崎…一番は話をよく聴くということですね。どんな話でも、まずはきちんと聴くことは意識しています。

中田…お困りの方が解決へ向かって一歩でも半歩でも進めるよう、架け橋になりたい。そのためには愛をもって話を聴くことが大切だと思っています。

齊藤…相談者が安心して話せるように、相手の様子によって、声のトーンを変えることも心がけています。

草野…アナウンサーの仕事にも共通しますね。



皆川小百合 ●人の役に立てる仕事がしたいと、週1日からコールセンターへの勤務をはじめ、現在は週5日勤務している。

皆川…私たちにとっては一日30件の相談の一つでも、家族にも相談できないことを、勇気をもってかけてくれているので、私たちが

は姿が見えないからこそ一本一本に姿勢を正して受けたいと思っています。

入江…こちらが「聴く」という意思を伝えるだけで相手が落ち着く場合があります。無謀なことをおっしゃっていると思っても、まずは聴く姿勢を示すことを心がけています。

草野…コールセンターの「役割」はなんだと思いますか。

皆川…解決場所への橋渡し、でしょうか。

入江…法制度をご案内するだけでなく、解決になってしまいう方もいます

が、やはり多くは適切な相談窓口の紹介です。

齊藤…そういう意味では「コールセンター」という名前も重要です



入江圭子 ●消費生活アドバイザーとして経済産業省消費者相談室に1年勤務。その後夫の転勤に伴い海外へ。帰国後、法テラスの開業時からコールセンターに勤務。

ね。「相談窓口」よりも気軽に電話しやすいのではないだろうか。

入江…情報の少ない地方では、コールセンターの役割はさらに大きくなります。地域によっては弁護士事務所が一つしかなく、もめごとの相手がそこに相談すると、こちらは相談するところがないとか。そういうときに他の相談先を調べて紹介できる機能は貴重ですね。

長崎…相談の窓口であると同時に、司法への入口だと思うんです。たとえば

は裁判員制度のように新しい法律、制度ができて報道されても、一般の方が内容を聞ける場所は意外になかった。法テラスのコールセンターなら誰でも聞くことができます。国民が司法に参加することを可能にするのもコールセンターの役割なのだと考えています。

草野…相談者一人ひとりを大切にするコールセンターの姿勢が、オペレーターの皆さんのお話から伝わってきました。本日はありがとうございます。



草野満代 ●理事として、コールセンターなど情報提供業務と広報を担当する。

座談会を終えて

さぞストレスの溜まる仕事だろうと察しますが、相談者に「光」とと、取り組む姿に頭が下がります。オペレーターの皆さんの「生の声」をどう生かすかも、私達の重要な仕事だと痛感しています。



法テラス・コールセンターの電話番号は、0570-078374。0570はナビダイヤルといい、固定電話であれば全国どこからでも市内通話料金程度(3分間約8.5円)でご利用いただけます。

データで見る法テラス④ 曜日・時間帯によって変わる相談分野の傾向

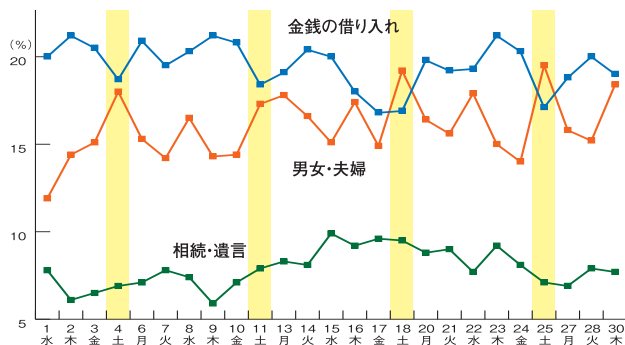
法テラス・コールセンターの利用状況から

法テラス・コールセンター
おなやみなし
0570-078374
犯罪被害者支援ダイヤル
なくこたないよ
0570-079714
平日9:00～21:00
土曜日9:00～17:00

平日は夜9時まで、土曜日夕方5時まで営業している法テラス・コールセンター。オペレーター座談会(4～6ページ)では、「日中・夜間・土曜日では、相談の傾向が変わる」という話題がでしたので、これをデータで分析してみました。

コールセンターでは、寄せられたご相談を300を超える相談分野に分類し、記録しています。上位3位は常に不動ですが、土曜日は男女・夫婦が増えるなど、曜

■図1 相談分野上位3位の推移(2009年4月)



■図2 曜日・時間帯別の相談分野上位20位(2008年10月～2009年4月)

平日日中(9:00～18:00)	平日夜間(18:00～21:00)	土曜(9:00～17:00)
1 金銭の借り入れ	金銭の借り入れ	金銭の借り入れ
2 男女・夫婦	男女・夫婦	男女・夫婦
3 相続・遺言	相続・遺言	相続・遺言
4 民事法律扶助	民事法律扶助	借地・借家
5 借地・借家	借地・借家	民事法律扶助
6 刑事手続のしくみ	刑事手続のしくみ	刑事手続のしくみ
7 金銭の貸し付け	金銭の貸し付け	各種裁判手続
8 各種裁判手続	犯罪被害者	金銭の貸し付け
9 その他(生活上の取引)	各種裁判手続	犯罪被害者
10 犯罪被害者	その他(生活上の取引)	その他(生活上の取引)
11 高齢者・障害者	定年・退職・解雇	定年・退職・解雇
12 定年・退職・解雇	損害賠償	子ども
13 損害賠償	貸金・退職金	貸金・退職金
14 貸金・退職金	いじめ・嫌がらせ	高齢者・障害者
15 その他の法律事務	子ども	その他の法律事務
16 子ども	その他の法律事務	損害賠償
17 情報提供	高齢者・障害者	情報提供
18 その他(職場)	インターネット取引	不当請求
19 いじめ・嫌がらせ	不当請求	いじめ・嫌がらせ
20 犯罪の成否	犯罪の成否	犯罪の成否

日ごとに傾向が変わります(図1)。

時間帯ごとの特徴としては、介護保険や後見制度に関する高齢者・障害者は平日日中に多く、夜間は順位を下げます。女性からの相談が多いのも特徴です。職場におけるいじめ・嫌がらせは夜間に増えます。男女比は半々です。インターネット取引、不当請求などは平日日中は件数が少なくなりますが、夜間や土曜日に多く、20位以内に入ります。男性からの相談が多いのも特徴です(図2)。

これは使える! 法テラス・ホームページ④ メールマガジン「ほうてらすplus」創刊!!

創刊号

法テラスでは5月20日、メールマガジン『ほうてらすplus』を創刊しました。季刊の本誌「ほうてらす」ではお伝えしきれない情報をタイムリーにお届けしたいという思いから創刊したもので、月2回程度配信していく予定です。

コンテンツは、増加傾向にある法的トラブルの注意情報、各地の法テラスからのニュースやイベント情報をはじめ、スタッフ弁護士からのメッセージ、法テラス業務の利用事例などなど。

メールマガジンは、パソコン版と携帯版があり、法テラスホームページまたは携帯サイトからご登録いただけます。ぜひ、ご登録ください!!

携帯サイトはQRコードからも入れます。

携帯版の登録はこちらから

登録画面

PC版の登録はこちらから

バックナンバーもご覧いただけます。

メルマガへの入口

法テラス理事・草野満代の

裁判員法廷見学レポート

@東京地方裁判所 818号法廷



裁判員制度が5月21日にスタートしました。

この日以降に起訴された事件のうち、殺人などの重大事件が裁判員裁判の対象となります。

被告人の弁護人、検察官、裁判官による「公判前整理手続」で裁判の争点を整理した後、

いよいよ8月初旬にも、裁判員が参加する裁判第1号が開かれます。

草野満代が東京地裁の裁判員法廷を一足先に見学し、レポートします。

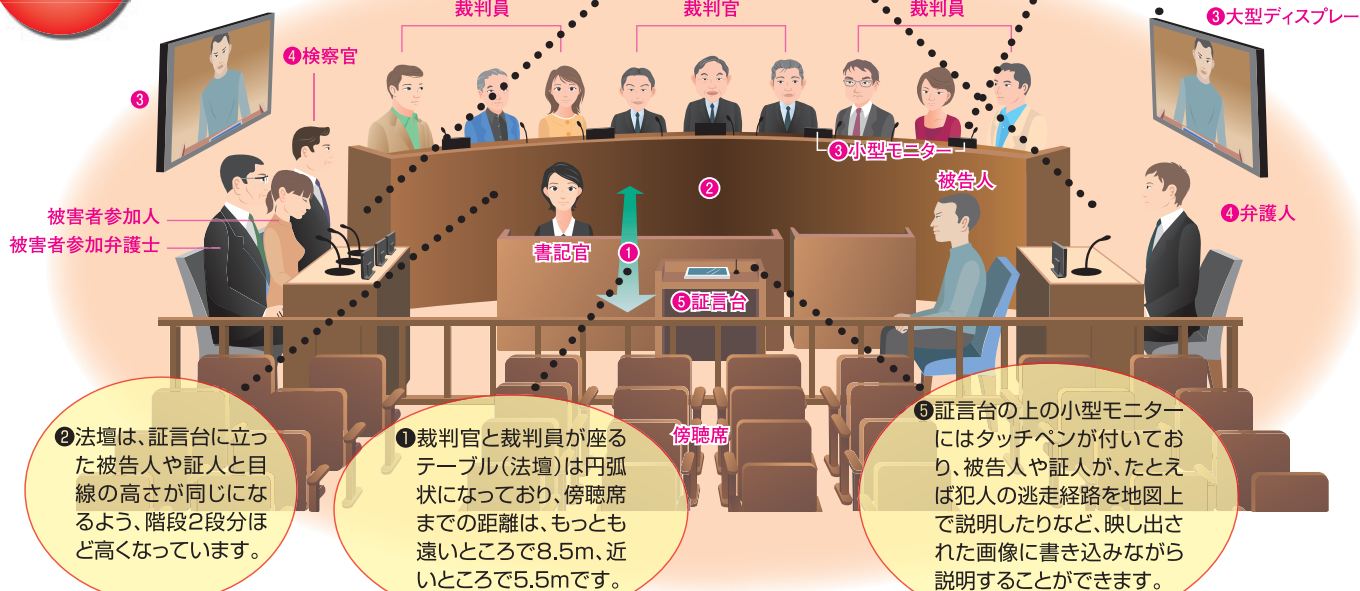
法廷

●東京地裁には、刑事裁判で使う法廷が59あり、うち裁判員裁判を行える仕様の法廷が22あります。

●東京地裁では、裁判員裁判の対象事件が、年間およそ200～250件と想定されています。

④検察側、弁護側はそれぞれパソコンを持ち込んで、画像を映しながら自らの意見を主張することもあります。

③左右の壁には大型ディスプレイが設置され、裁判員の席には、2人に1つの割合で小型モニターが置かれています。



評議室

●評議室には裁判官と裁判員、合わせて9名のほか、補充裁判員も入ります。また、必要に応じて書記官や裁判所事務官も入ります。補充裁判員とは、裁判の途中で裁判員の人数に不足が生じた場合に備えて選任されるもので、正式に裁判員として選任された場合にはその後の審理や評議に加わることになるため、審理や評議の内容を見ておく必要があります。

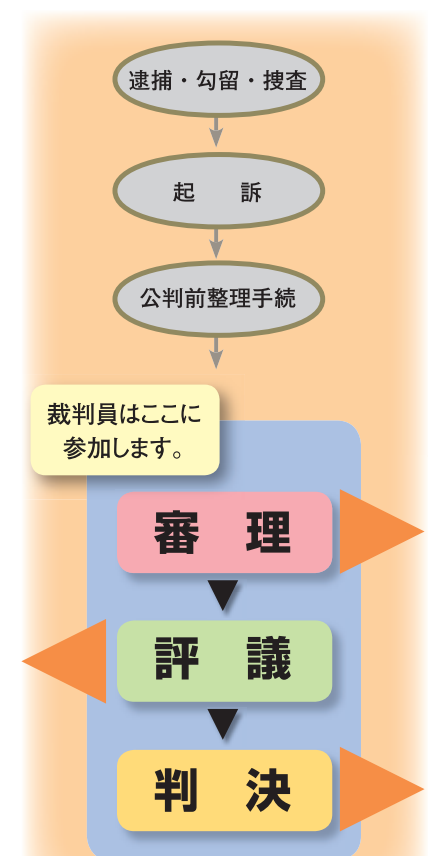


Information 裁判員制度開始記念 ポストカード発売中

裁判員制度の開始を記念して、裁判員裁判実施庁ごとに裁判員法廷や評議室、裁判所庁舎などをポストカードにしたものです。

発行元: (財)法曹会 くわしくは12ページをご覧ください。

●約7割の事件は、審理から判決まで3日以内に終わると見込まれています。一日のスケジュールとしては、朝9時30分頃までに裁判所へ行き、夕方5時頃まで裁判や評議、打合せを行うというイメージです。もちろん、昼食時間や休憩もあります。休憩時間に会社や家族に電話することもできます。



●食堂や売店がある裁判所もありますし、周辺のランチマップを用意する裁判所もあります。お弁当を持参するのもOKです。

裁判員制度のスタートによせて

— 国選弁護活動に深いご理解を

法テラス 理事長

寺井一弘



「裁判員制度」が去る5月21日から開始いたしました。これまで職業裁判官だけによって担われてきた刑事裁判に市民のみずみずしい生活感覚が大きく反映されるシステムが導入されることになったわけであり、社会構造の変化や犯罪の多様化が進む中で国民の方々が直接司法に参加することになった意義はかぎりなく大きく、わが国司法に歴史的転換をもたらす大改革と考えております。

また同時に、全面的被疑者国選弁護制度もスタートいたしました。欧米諸国と違って被疑者段階においては国選弁護人が付されなかった従来の制度に大きな改革が行われ、約3年前に重大事件について国選弁護制度が導入されましたが、今般、それに続いて必要的弁護事件に相当するほとんどの事件に国選弁護人が選任されることになりました。捜査段階での弁護活動が制度として確立されたことは被疑者の人権保障の拡充という意味からきわめて画期的なことといえます。

そしてこの2つの制度を支えるのが法テラスの重要な役割となっております。私ども法テラスは、質の高い国選弁護人の確保などに最大限の努力をはらってまいりますが、国民の皆様には私どもの業務に格別のご理解とご支援をいただきますよう心からお願ひ申し上げます。

法テラス・イベント報告

4月9日(木)
法テラス
本部

新橋の駅前広場で、西川史子さんも駆けつけ 「法的トラブル・お悩み相談クリニック」

多くのビジネスマンが行き交う平日昼の新橋駅前。SL広場に面したビルを会場に、「法テラスの日」を記念した公開イベントを行いました。夏を思わせるような日差し

の中、ビル2階に設けられたステージに特別ゲストの形成外科医・西川史子さんが登場すると、広場の一角にはたちまち人だかりができました。このイベントは、この春設立

3周年を迎えた法テラスが、これを機により多くの方に法テラスを知っていただき、気軽に利用していただくために開催したものです。

前半は、「私の人生は順風満帆だから法律相談の必要性を感じたことはない」と言い切る西川さんの軽妙なトークとともに、法テラスの業務内容について説明。後半は、実

際にどんな相談ができるのか具体的にイメージしていただけに、う、悩みを抱えた相談者に扮した役者さんにドラマの一場面のように悩みごとを叫んでもらう「お悩み相談クリニック」を行いました。その迫真

の叫びに、西川さんが「こんなところに出てきていいんですか」と本気で心配する場面も。

今まで法テラスのことを知らなかったという西川さんも、「法テラスは身近にあつていろいろ相談できる力強い存在ですね。国が行っている事業なので安心だし」と、納得した様子。「もともと私は悩みがないから必要ありませんが」と言い残して去っていきま

した。なお、このイベントの様子はTBSテレビの情報番組や新聞各紙など、さまざまなメディアで取り上げられました。



イベントの様子は大型モニターにも映し出された



西川さんと司会の絶妙な掛け合いで法テラスの業務を紹介



駅前広場ではスタッフが法テラスの広報紙と、「なやみのたねは法テラスで解決」をコンセプトに、ひまわりのたねを配布



大勢のギャラリーに向かって悩み事を大声で叫ぶ

スタッフ弁護士からの メッセージ

日本には現在、弁護士が約2万7000人いますが、さまざまな事情で弁護士にたどり着くことが困難な人々がまだまだ数多くいらっしゃいます。そのような状況を改善し、だれもが気軽に司法にアクセスできるようにしたのが、法テラスの「スタッフ弁護士（常勤弁護士）」。現在100名を超える弁護士が全国津々浦々に赴任し、活躍しています。

広島市の中島宏樹弁護士もそんな一人です。

法テラス広島
法律事務所

4

法テラス広島法律事務所

なかじま ひろき
中島 宏樹

早いもので、私が法テラス広島法律事務所に赴任してから9か月が過ぎました。
広島には縁もゆかりもなく、弁護士としての経験も浅かったことから、最初は不安で一杯でしたが、法テラス広島（地方事務所）の職員の方々はもとより、広島弁護士会の皆さんにも温かく迎えていただき、その不安はすぐに解消してしまいました。
今では広島での生活にもすっかり慣れ、もうしばらくすると「じゃけん」と、流暢な広島弁が口について出てきそうな勢いです。
私は、「法の支配を日本の隅々まで行き届かせる」という法テラスの理念に魅かれてスタッフ弁護士になることを決意し、大阪で1年間の養成を受けた後、2008年の9月に広島へやってきました。
広島市においては、広報の成果が実を結びつつあるのか、法テラスの認知度は徐々に上がつてき



同じビル1Fの地方事務所のロビーにて、職員の皆さんと。前列左側が筆者。
地方事務所（1F）と法律事務所（6F）とは、頻繁に行き来がある。

ているように感じています。しかし、広島市の外に目を向けると、まだまだ充分に認知されているとはいえない地域も多く残されています。上記法テラスの理念を実現するため、広報活動を継続し、広島県の隅々まで法の支配を

行き届かせてゆきたいと考えています。

2009年4月には、県の東部にある世羅町の社会福祉協議会において、民生委員、人権擁護委員など16名を対象にした法テラスの業務説明と、出張法律相談を行ってきました。

実際に現地に足を運び、福祉の現場の方々と膝を突き合わせる形で業務説明と質疑応答を行ったことで、また、実際に法的トラブルを抱えておられる地域住民の方々を対象に法律相談を行ったことで、世羅町の方々に法テラスの存在をより身近に感じ取っていただけたのではないかなと思っています。

こういった機会をもっともつと増やし、一人でも多くの方に法テラスを知っていただき、一人でも多くの方に法テラスを利用していただけるよう、これからも努力していくつもりでいます。



法律事務所（6F）の執務室にて、事務所スタッフと。

法テラス理事に 草野満代が 就任しました。



多重債務、消費者、労働問題などの
法的なトラブルが増えている中で、
未だ解決の糸口がつかめず

困っている方が大勢いらっしゃる。

そのような社会の中で、市民と司法との架け橋となる

法テラスの役割はとても重要だと思っています。

報道の現場等で培った経験を生かし、少しでも皆さんの

お役に立てるよう法テラスの業務の充実と発展のために

微力を尽くしてまいりたいと存じます。

草野満代

くさのみつ（フリーアナウンサー）

1967年、岐阜県生まれ。津田塾大学卒業後、NHKに入局。スポーツ番組のキャスターや紅白歌合戦の総司会などを務める。97年NHK退局、独立。97年10月〜2006年9月までTBS「筑紫哲也NEWS23」キャスター。2009年4月、日本司法支援センター理事に就任。

Information

裁判員制度開始 記念ポストカード 発売中

1セット5枚入り
150円(税込)
全58種類

■裁判員制度の開始を記念して、裁判員裁判を実施する裁判所ごとに、法廷や評議室、庁舎の外観などをポストカードにしたものです。収益金は法テラスに寄附されます。

発行元：財団法人法曹会

お問い合わせ・ご注文は、電話03-3581-3953

www.hosokai.or.jp/

COURTS IN JAPAN POST CARD

58



日本司法支援センター



法テラス

法テラスは、国が設立した
公的な法人です。

■法テラス・コールセンター



0570-078374

IP電話・PHSからは 03-6745-5600

■犯罪被害者支援ダイヤル



0570-079714

IP電話・PHSからは 03-6745-5601

平日9:00~21:00・土曜日9:00~17:00

法テラス

検索

<http://www.houterasu.or.jp>

■法テラスは各種のご寄附をお受けしています

寄附金は、法テラスが行う過疎地域への法律事務所設置、資力のない方への法的支援など、公益性の高い各種業務に使用させていただきます。

個人の方からのご寄附、遺言によるご寄附、相続財産のご寄附、法人様からのご寄附

法テラスは、特定公益増進法人に指定されていますので、寄附をしていただいた方は、所得税、相続税、法人税の優遇措置を受けることができます。

しよく罪寄附

しよく罪寄附とは、覚せい剤取締法違反、贈収賄、脱税など被害者のいない刑事事件や、被害者に対する示談ができない刑事事件などの場合に、被疑者・被告人が事件への反省の気持ちを示すために公的な団体等に対して行う寄附です。裁判所により情状の資料として評価され、弁護士からも反省の気持ちを表すのに有効であるとの感想が寄せられています。

2008年度は、約1億8千万円のご寄附をいただきました。

ご寄附のお申込み・お問い合わせは、法テラス本部または最寄の地方事務所へ

❖編集後記

今号は、本年4月に草野満代が理事に就任しました関係で、随所に登場させていただきました。広報を担当しておりますので、これからも法テラスの情報をわかりやすくお伝えしてまいります。

本誌に関する皆さまのご意見、ご感想を右記住所またはメールアドレスまでお寄せください。今後の誌面づくりの参考にさせていただきます。

●法テラス本部総務課広報係

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2

ハーモニータワー8F

eメール kouhou@houterasu.or.jp